

部長及び参事官
殿
所 属 長

少 年 発 第 321 号
(生環)
平成27年12月28日
30年保存(口訓)
本 部 長

【沿革】平成28年3月25日少年発第100号改正
令和4年3月29日少年発第124号改正

少年警察サイバーボランティア活動実施要領の制定について
(通達甲)

少年警察サイバーボランティアについては、「少年警察サイバーボランティア活動実施要領の制定について（例規）」（平成17年2月17日少年発第57号。以下「旧例規」という。）に基づき運営しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「少年警察サイバーボランティア活動実施要領」を定め、平成28年1月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用の開始の際、旧例規に基づき交付されている委嘱状は、この通達甲に基づき交付された委嘱状とみなすものとする。

別添

少年警察サイバーボランティア活動実施要領

第1 目的

本活動は、少年補導員等の少年警察ボランティアによるインターネット上の環境浄化活動、声掛け・補導活動、少年相談等を組織的に推進し、インターネット上の有害情報から少年を保護することを目的とする。

第2 委嘱

- 1 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会（以下「全少協」という。）からインターネット利用による少年サポート活動指定員として指定を受けた者を、本部長が少年警察サイバーボランティア（以下「サイバーボランティア」という。）として委嘱するものとする。
- 2 委嘱は、別記第1号様式の委嘱状を交付して行う。

第3 定数

サイバーボランティアの定数は、2人とする。

第4 任期

サイバーボランティアの任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補充のサイバーボランティアの任期は、前任者の残任期間とする。

第5 解嘱

本部長は、サイバーボランティアから辞任の申出があったとき若しくは心身の故障その他の理由により活動に支障があると認めるとき又はサイバーボランティアとしてふさわしくない行為があったときは、これを解嘱するものとする。

なお、サイバーボランティアを解嘱したときは、高知県少年警察ボランティア協会を経て全少協に申し出て、全少協によるインターネット利用による少年サポート活動指定員の指定解除の手続を促すものとする。

第6 システムの管理等

サイバーボランティアが活動の用に供するシステムの運営管理及びアクセス権の管理は全少協が行い、登録データの保存期間は全少協が定める。

第7 具体的実施要領

サイバーボランティアによる活動の具体的実施要領は、全少協が定めるところによるものとする。

なお、警察による援助が必要と認められる場合等には、少年課又はサイバーボランティアの住所地を管轄する署（以下「管轄署」という。）の少年警察部門の担当者に速やかに連絡すること。

第8 個人情報保護の徹底について

個人情報の取扱いについては十分注意するとともに、情報漏えいの防止に努めること。また、情報漏えいの事実を認知した場合は、速やかに少年課を経由して本部長に報告すること。

第9 業務運営上の留意事項

- 1 サイバーボランティアは、少年警察ボランティアとして活動するものであり、特別の権限が与えられるものではないので、その活動に当たっては、行き過ぎ等の批判を招くことがないよう留意すること。
- 2 本活動において、少年警察ボランティアの名誉を著しく毀損し、又は信用を失墜させるような行為を行わないこと。また、メール通信に当たっては、命令的又は強制的な表現を避けるなどトラブルの要因とならないよう十分留意すること。
- 3 活動中のいかなる場合にあっても、個人のメールアドレス等の個人情報を使用しての活動を行うことのないよう、十分に留意すること。
- 4 活動に当たっては、少年課又は管轄署の少年警察部門の担当者と緊密な連絡を取ること。

第10 報告

サイバーボランティアの活動状況については、別記第2号様式の少年警察サイバーボランティア活動状況報告書により、四半期ごとに、管轄署を介し、少年課を経由して本部長に報告すること。

第11 報償

サイバーボランティアには、当該年度終了後に報償を支給する。

(別記様式省略)